

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	① 銀行法や保険業法、金融商品取引法等に関する手続に関し、「電子化対応手続きや様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受ける」とされているが、金融庁として共通申請システムを構築するのか。具体的に「電子申請原則化」はいつごろ実現するのか。工程を明示していただきたい。また、具体的にはどのように「原則化」を図るのか。法令で義務付けるのか。

【回答】

- 昨年3月に公表した「金融庁行政手続きコスト削減のための基本計画」に沿って、本年度、主要行、地域金融機関、証券会社、保険会社等にヒアリングを実施したところ、届出等の電子化促進に向けた課題として、以下が指摘された。
 - ・ 金融庁として、電子化に対応している手続きと未対応の手続き双方があり、金融機関において一部手続きのみを電子申請すると、かえって社内事務フローが煩雑化するおそれ
 - ・ 申請書等の一部様式が、編集可能な形で電子提供されていない
 - ・ 添付書類の別途郵送が必要な場合、届出等と添付書類提出を併せて全て書類で処理する方が簡潔
 - ・ 電子申請に当たって必要な「電子署名」の管理等にも一定の事務負荷
 - ・ 金融機関側でも、各担当部からのファイル提出等を容易とするためセキュリティ端末を増加させるなど、事務態勢の更なる整備が必要
- 上記を踏まえ、
 - ・ 電子化対応手続を大幅に増やす、
 - ・ 申請様式等を編集可能な形式で原則全て電子提供する、
 - ・ 必要な規則等の改正による添付書類の撤廃や、省庁間連携システムの利用を含む提出環境改善等を図る
 ほか、上記が実現された場合には原則として全て申請等を電子で受け付けることとすることを、金融機関等に対し明確化する予定（本年6月までに上記方針を幅広く金融機関等に伝達し、編集可能なファイルの電子提供等は本年中を予定）。

- なお、利用するインフラについては、既存インフラを最大限活用して効率的に電子化を図る観点から、e-Gov 電子申請システムを引き続き利用していくことを軸に検討しているほか、「原則化」の手法については、当庁の方針として、原則として電子で受け付ける方針であることを明らかにすることとし、届出等を行う金融機関に理解を頂きたいと考えている。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	② 電子申請原則化の時期にかかるわらず、2020年3月には行政手続コストの20%削減を実現するべく、行政手続の簡素化に取り組むと理解してよいか。
	<p>② ご指摘のとおり、電子申請原則化の時期に拘らず、申請様式の編集可能な形式での電子提供、添付書類撤廃に向けた取組み等を通じ、電子申請の環境整備を順次整え、電子提出の促進・手続の簡素化に取り組んでいく。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請可能な手続と現時点では困難な手続の可視化・リンクの充実 ・編集可能な形式で申請様式を当庁ホームページにおいて提供すること、 ・添付書類として用いている書類について、代替書類の利用や撤廃等の方針を具体化すること <p>については、本年中に対応したいと考えている。</p>

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	③ それぞれの行政手続に関し、添付書類の提出環境改善に取り組むとの記載はある一方で、添付書類の見直しや撤廃に関しては具体的な取組・進捗は基本計画からは特段見られない。デジタル化の前提として添付書類の撤廃に取り組む考えはないのか。

【回答】

③ 添付書類の撤廃については、行政事務の効率化、デジタル化推進双方の観点から、当庁として確りと推進していく所存。

当面は、本年中に、添付書類として用いている書類について、代替書類の利用や撤廃等の方針を具体化の上、順次実施していく。具体的には、

- ・法令上、書類の原本を求めている手続について、「写し」による提出も可能とする・提出不要とするよう規則等を改正する、
- ・「写し」による提出が可能な手続・可能とした手続について、代替書類の利用等の方針を具体化、電子提出が可能である旨を周知する等し、電子提出を促す、
- ・省庁間の連携システムを利用する、又は、電子添付出来る書類を増やすその他の環境整備を行う

等に取り組みたいと考えている。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	④ 昨年の審議（平成30年2月1日行政手続部会第1検討チーム）では「有価証券報告書等に記載されている事項について、業務報告書等の記載の簡略化を行うことを現在検討中」との御説明があったが、具体的に措置された事項はあるのか。

【回答】

- ④ 業務報告書等の記載については、有価証券報告書等の同一の事項を記載した書類を添付することにより、業務報告書等の記載を省略することを可能としております（措置済み）。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	⑤ 昨年の審議では、貸金業法における「事業報告書」と「業務報告書」の重複感につき審議され、業務報告書に関し、「登録行政庁や事業者にヒアリング等を行い、重複感の実態を十分に把握したうえで、監督事務上、真に必要なものに限定するよう、様式の削減を検討してまいります」とのことだったが、ヒアリング等の実施状況や様式削減の検討結果につき教示ください。
【回答】	
<p>⑤ 業務報告書の監督上の活用状況について登録行政庁（財務局及び都道府県）にヒアリング等を行ったところ、以下の回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業報告書」・「業務報告書」双方の記載項目を、議会提出資料や独自の公表資料に用いている ・貸金業者の実態把握の観点から、日々の検査や監督の実務に用いている <p>また、日本貸金業協会にヒアリングを行ったところ、「事業報告書」と「業務報告書」において重複している項目はどちらか一方の報告書による報告のみにして欲しいとの回答があった。</p> <p>登録行政庁ごとに活用している項目や項目を削除等した場合の影響は異なるものの、事業者の事務負担の観点から、真に必要な項目に限定するため、削除する項目に関して各登録行政庁との間で調整・交渉を進めているところ。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	<p>⑥ 貸金業法に基づく登録事項の変更の届出などについて、内閣総理大臣（財務事務所）と日本貸金業協会（の支部）（注）が二重で確認しており、手續が煩瑣であるとの声がある（平成30年12月14日行政手続部会参照）。</p> <p>（1）日本貸金業協会は、どのような趣旨で確認しているのか。また、現状では実務上、日本貸金業協会経由で内閣総理大臣へ提出されることとなるのか。或いは、事業者は、協会と財務事務所の両方へ提出する必要があるのか。</p> <p>（2）日本貸金業協会の確認が必要であるとすれば、「ワンスオンリー」「デジタルファースト」原則の考えのもと、事業者が、届出をオンラインで一度行えば済むような業務プロセスを検討すべきではないか。「平成31年度中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の体制整備に着手する」とあるが、オンライン提出自体も31年度中に可能となるのか。</p> <p>（注）貸金業法に基づき、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とし、内閣総理大臣認可により設立。</p>
【回答】	
<p>⑥（1）日本貸金業協会は、貸金業法第四十一条の八に基づく内閣総理大臣又は都道府県知事からの協力要請により、協会員の各種届出等について、受付代行業務を行っており、記載事項・添付書類に不足がないかなどの形式的な確認や記載方法の指導を行っているところ。</p> <p>その上で、実務上、日本貸金業協会を経由して内閣総理大臣等へ提出されることとなっている。</p> <p>（2）届出のオンライン化に向け、日本貸金業協会と協議の上、日本貸金業協会を経由せずに、事業者から内閣総理大臣へ直接提出できるよう、検討していく方針。</p> <p>また、添付書類の提出環境改善等を必要としない手続きについては、オンライン提出を平成31年度中に可能とする予定。</p> <p>（注）貸金業法条文（抜粋）</p> <p>第四十一条の八 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	⑦ コスト計測について、「簡易的に試算」とあるが、具体的に、どのような方法で試算したのか。来年度は簡易的でない方法でコスト計測するのか。

【回 答】

⑦ 2017年12月に実施したヒアリングに基づき、届出に要する時間を積算し、これに、2018年1月から2018年12月までに行われた届出の簡素化（銀行法施行規則の改正によるディスクロージャー誌の縦覧開始の届出の撤廃等）の効果を勘案して試算した。

来年度は、上記のとおり、電子申請可能な手続の可視化や申請様式の電子提供、添付書類の代替・撤廃に向けた取組み等の具体的に効果の現れる施策を講じていくこととしており、上記の施策の実施状況も踏まえて、金融機関に効果確認等を行って、コスト計測を行う予定。